

申請から事業実施までの流れ

事業検討

新しい生活様式や感染症予防のためのガイドラインに対応した施設環境整備に、必要な取組内容等をご検討ください。

交付申請

長門市新型コロナウイルス感染症対応支援事業補助金交付要綱に規定されている補助金交付申請書及び必要書類を、長門市産業戦略課へ提出してください。

事業審査

申請内容を要綱で定められた審査委員会において審査します。

交付決定

審査後、採択された事業に補助金の交付を決定します。必要に応じ、補助金の概算交付を行います。

事業着手

交付決定後、事業へ着手してください。ただし、今回は、令和2年5月14日以降に着手した事業についても補助対象とします。

実績報告

事業が完了後、速やかに市へ事業実績報告書を提出してください。

額の確定
精算

事業完了後、補助金の額を確定し、補助金を交付します。概算交付をしている場合は、補助金の精算をさせていただきます。

事業の評価基準

審査項目	
必要性	新型コロナウイルス感染症による影響の度合い。
	補助金を真に必要とする事業か。
新規性	新型コロナウイルス感染症による影響に伴い新たに実施する事業か。
	「新しい生活様式」実践例や業種ごとに策定される新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドラインに適合する事業か。
計画性	自らが企画・立案し、主体的に取り組む事業か。
	事業の実現性や効果の発現性が高く、速やかな実施が可能か。
効果	新型コロナウイルス感染症による影響に対して効果が高い事業か。
	波及効果等地域経済に好影響を与えるか。

提出書類

時点	提出書類
交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ○交付申請書(別記様式第1号) ○事業計画書(別記様式第2号) ○収支予算書(別記様式第3号) ○法人登記事項証明書(法人の場合のみ(写し可)) ○定款(法人・団体の場合のみ(写し可)) ○本事業で対応しようとするガイドライン ○その他市長が必要と認める書類
事業完了後	<ul style="list-style-type: none"> ○実績報告書(別記様式第7号) ○事業報告書(別記様式第8号) ○収支決算書(別記様式第9号) ○経費の支払を証する書類(領収書等) ○事業実施成果を証する資料(写真等) ○その他市長が必要と認める書類

※補助金に係る詳細については、市ホームページに掲載する募集要項をご覧ください。

お問い合わせ

長門市経済観光部産業戦略課

TEL:0837-23-1177 FAX:0837-22-8458

E-mail senryaku@city.nagato.lg.jp

URL:<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/13/31556.html>

